

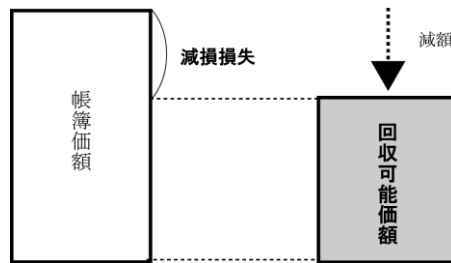
第7節 減損損失の測定

減損損失を認識するか否かの判定により、減損損失を認識することとなった場合には、減損損失の測定を行うことになる。

1. 減損損失の測定の基本的な考え方

【短答:A 論文:C】

減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、**帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする**(減損会計基準二3)。

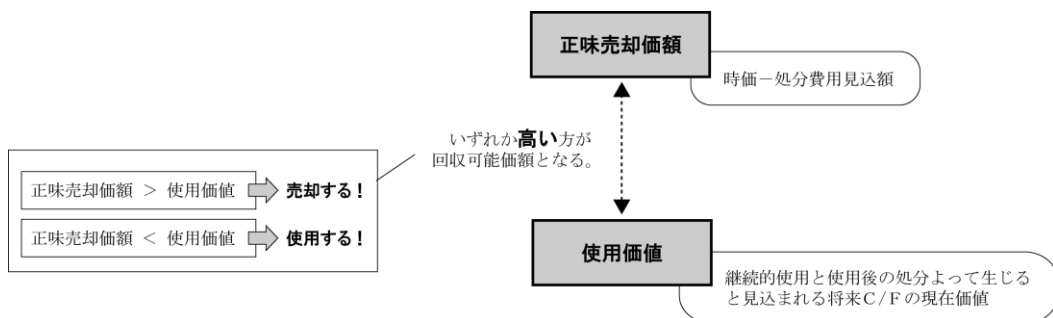


2. 回収可能価額の算定

【短答:A 論文:B】

回収可能価額とは、資産又は資産グループの**正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額**をいう(減損会計基準注1)。より具体的な回収可能価額についての考え方は、以下の通りである。

企業は、資産又は資産グループに対する投資資金を、**売却と使用のうち有利な手段により回収するため**、回収可能価額は売却による回収額である**正味売却価額**と使用による回収額である**使用価値**の**いずれか高い方の金額**となる。



補 足 再評価を行った土地の減損処理

適用指針【短答:B 論文:C】

「土地の再評価に関する法律」により再評価を行った土地は、**再評価後の帳簿価額に基づいて減損会計を適用する**。この場合、減損処理を行った部分に係る土地再評価差額金は取り崩し、この場合、剰余金修正を通じて**繰越利益剰余金に繰り入れる**（取崩額は純損益に影響しない）。これについては、以下の設例を参考にしてほしい。

- ① 取得原価 1,000 の土地を、「土地の再評価に関する法律」に従って、時価 1,600 に評価替えた（税率 40%とする）。

(借) 土 地	600	(貸) 土地再評価に係る繰延税金負債	240
		(貸) 土地再評価差額金	360

- ② 上記の土地の収益性が低下したと判断したため、減損会計を適用した。なお、回収可能価額は 900 とする。

(借) 減 損 損 失	700	(貸) 土 地	700
(借) 土地再評価に係る繰延税金負債	240	(貸) 法人税等調整額	240
(借) 土地再評価差額金	360	(貸) 土地再評価差額金取崩額	360

※ 土地再評価差額金取崩額は株主資本等変動計算書において、繰越利益剰余金に振り替えられる。

3. 正味売却価額

【短答:B 論文:C】

正味売却価額とは、**資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定**される金額をいう（減損会計基準注1）が、ここにいう時価とは、公正な評価額をいう。

通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。

補 足 市場価格が観察できない場合

適用指針【短答:C 論文:C】

市場価格が観察できない場合に求められる資産又は資産グループの合理的に算定された価額は、不動産については「不動産鑑定評価基準」に基づき算定し、それ以外の固定資産については当該資産の特性等により「コスト・アプローチ」「マーケット・アプローチ」「インカム・アプローチ」による見積方法を併用又は選択して算定する。

コスト・アプローチ	同等の資産を取得するのに要するコスト（再調達原価）をもって評価する方法
マーケット・アプローチ	同等の資産が市場で実際に取引される価格をもって評価する方法
インカム・アプローチ	同等の資産を利用して将来において期待される収益をもって評価する方法

補 足 将来時点における正味売却価額の算定

適用指針【短答:C 論文:C】

将来時点（例えば、経済的残存使用年数経過時点）における正味売却価額を算定する必要がある場合には、当該時点以後の一期間の収益見込額を、その後の収益に影響を与える要因の変動予測や予測に伴う不確実性を含む当該時点の収益率（最終還元利回り）で割り戻した価額から処分費用見込額の当該時点における現在価値を控除して算定する。

ただし、このような方法によって将来時点の正味売却価額を算定することが困難な場合には、現在の正味売却価額（償却資産の場合には、現在の正味売却価額から適切な減価額を控除した金額）を用いることができる。

4. 使用価値

(1) 使用価値の意義と将来キャッシュ・フローを見積る期間

6行目以降, 適用指針 【短答:B 論文:C】

使用価値とは、**資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値**をいう(減損会計基準注1)。

ここで、資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかを判定するために将来キャッシュ・フローを見積る期間は、資産の経済的残存使用年数又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方とする。

一方、資産又は資産グループについて、使用価値の算定のために将来キャッシュ・フローを見積る期間は、資産の経済的残存使用年数又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数とする(年限が20年という制約なし)。

これは、使用価値が将来キャッシュ・フローの現在価値として算定されるため、その見積期間を制限する必要はないためである。

(2) 使用価値の算定に際して用いられる割引率

① 割引率の算定における前提

【短答:B 論文:C】

資産又は資産グループの**使用価値の算定に際しては、(実際に得られる)将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクを反映させる必要がある**。その方法としては、以下の2つの方法がある。

- | |
|--|
| <p>(a) 将来キャッシュ・フローの見積りに反映させる方法(割引率: 貨幣の時間価値のみを反映)</p> <p>(b) 割引率に反映させる方法(割引率: 貨幣の時間価値+見積値から乖離するリスクを反映)</p> |
|--|

方法aを採用した場合には、割引率は貨幣の時間価値だけを反映した無リスクの割引率となり、方法bを採用した場合には、割引率は貨幣の時間価値と将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクの両方を反映したものとなる。

② 適用される具体的な割引率

【短答:B 論文:C】

使用価値の算定に際して用いられる割引率は、貨幣の時間価値を反映した**税引前の利率**とする(減損会計基準二5)。これは、将来キャッシュ・フローが税引前の数値であることに対応させている。

また、資産又は資産グループに係る**将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクが、将来キャッシュ・フローの見積りに反映されていない場合**(上記の方法bの場合)には、**割引率に反映させる**(減損会計基準二5)。

② 異なる割引率の適用

適用指針 [短答:C 論文:C]

使用価値を算定する際に用いられる割引率は、実務上、単一の割引率を使用すると考えられるが、将来キャッシュ・フローが見積られる期間のうち異なる期間において、合理的で説明可能な仮定及び予測に基づき将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクや貨幣の時間価値が相違するため、異なる期間について異なる割引率を見積る場合には、当該割引率を用いることができる。

補足 将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクを反映させない場合

[短答:B 論文:C]

上述した通り、使用価値の算定に際しては、将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクを反映させる。

一方、減損損失を認識するかどうかを判定する際に見積られる割引前将来キャッシュ・フローの算定においては、このリスクは反映させない(減損会計基準注7)。

これは、当該リスクを将来キャッシュ・フローに反映させるか否かで異なる結果が導かれてしまう点が根拠とされる。

例えば、以下のケースを想定する。

① 見積値から乖離するリスクを反映させた場合

帳簿価額 > 割引前将来キャッシュ・フロー → 減損を認識すべき

② 見積値から乖離するリスクを反映させない場合

帳簿価額 < 割引前将来キャッシュ・フロー → 減損を認識しないべき

当該リスクはそもそも見積りである以上、このリスクを反映させるか否かによって、結果が大きく異なる可能性があるのは妥当ではない。

設例 使用価値の算定に際して用いられる割引率

保有する機械(帳簿価額950,000円)について、減損の兆候がみられるので、当期末の将来キャッシュ・フローを見積もったところ、残存する3年の耐用年数の各期について、220,000円のキャッシュ・フローが生じるものと見込まれた。

ここで、無リスク利子率は年3%とする。

<将来キャッシュ・フローの見積りに反映させる方法>

将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクを将来キャッシュ・フローの見積りに反映させる場合には、毎期19,562円減額するとする。

$$\text{使用価値} = \frac{200,438}{(1.03)} + \frac{200,438}{(1.03)^2} + \frac{200,438}{(1.03)^3} \approx 566,961$$

リスクを将来キャッシュ・フローの見積りに反映させる場合には、割引率は無リスクの割引率となる。

<割引率に反映させる方法>

将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクを割引率に反映させる場合には、リスクを反映した年8%の割引率を適用するものとする。

$$\text{使用価値} = \frac{220,000}{(1.08)} + \frac{220,000}{(1.08)^2} + \frac{220,000}{(1.08)^3} \approx 566,961$$

リスクを割引率に反映させる場合には、割引率は無リスクの割引率と将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクの両方を反映したものとなる。

補 足**正味売却価額と使用価値****適用指針** 【短答:C 論文:C】

正味売却価額が使用価値より高い場合、企業は資産又は資産グループを既に売却していると考えられるため、**通常、使用価値は正味売却価額より高い**と考えられる。よって、減損損失の測定において、明らかに正味売却価額が高いと想定される場合やすぐに処分が予定されている場合などを除き、**必ずしも現時点の正味売却価額を算定する必要はない**と考えられる。

5. 本会計基準が想定している理論的な減損会計

【短答:B 論文:A】

減損会計基準では、減損処理は投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価し、投資額の回収が見込めなくなった時点で、将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を減額する会計処理と基本的に考えられている。

このため、期末の帳簿価額を将来の回収可能性に照らして見直すだけでは、収益性の低下による減損損失を正しく認識することはできない。

つまり、期末の帳簿価額の回収が見込めない場合であっても、投資期間の初期に多額の資金が回収できるプロジェクトの場合等、**過年度の回収額を考慮すれば投資期間全体を通じて投資額の回収が見込める場合には全体としての収益性は低下していないため、将来のキャッシュ・フローのみを考慮するのは妥当ではない。**

また、収益性の低下とは関連性のない**過年度の減価償却などを修正した**（減価償却計算の遅れの部分を修正した）場合、**修正後の帳簿価額の回収が見込める場合もあり得るため、修正前の期末の帳簿価額を用いるのは妥当ではない。**

ここで現行の規定によると、過年度の減価償却等の修正前の期末の帳簿価額と将来キャッシュ・フローを比較しているため、減損会計基準が想定している理論的な考え方と実際の規定との間に不整合が生じている。

これは投資期間全体の回収額を考慮して減損処理を行うことの困難性や現行制度において過年度修正（減価償却計算の遅れの部分の修正）の規定がない点が理由として挙げられる。

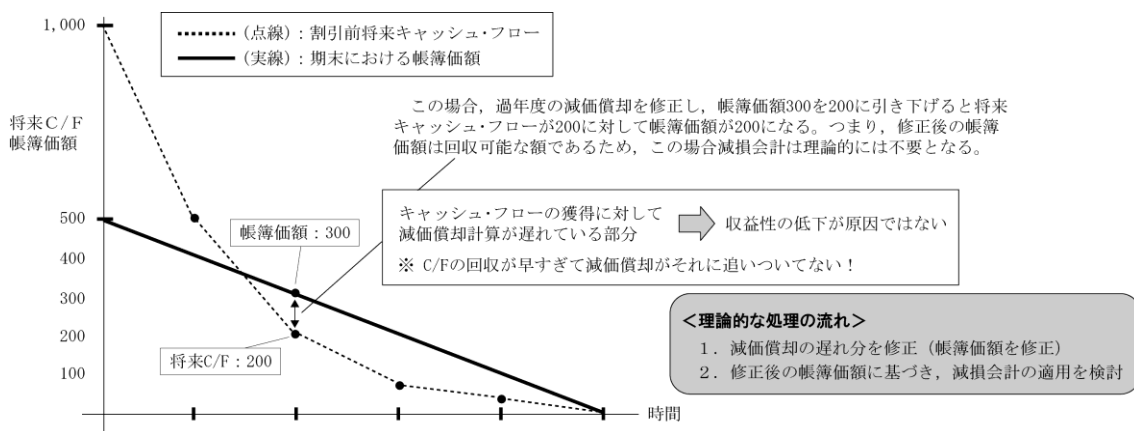
今、以下の例を考えてみる。

- ① X1 年期首に取得原価 500 の建物を購入した（耐用年数 5 年，定額法，残存価額 0）。
- ② X1 年～X5 年の間の建物から得られるキャッシュ・フロー及び建物の帳簿価額は、以下のとおりである。

	X1 年期末	X2 年期末	X3 年期末	X4 年期末	X5 年期末
1 年間に得られる C/F	500	300	120	50	30
帳簿価額	400	300	200	100	0

X2 年度末を考えてみると、割引前将来キャッシュ・フローは 200 に対して、帳簿価額 300 であるため、基準に規定されている減損会計を適用すると、減損損失を認識するべきとなる。しかし、投資期間全体を考慮すると、過年度に多くのキャッシュ・フロー（500+300=800）を獲得しており、取得原価 500 を上回るキャッシュ・フローが既に獲得されている以上、当該資産の収益性は低下しているとはいえない。つまり、将来キャッシュ・フローのみを考慮するのではなく、過年度の回収額も考慮するべきといえる。

また、X2 年度末は確かに割引前将来キャッシュ・フローより帳簿価額が大きくなっているが、これは収益性の低下を原因とするものではなく、キャッシュ・フローの獲得に対する減価償却計算の遅れが原因となっている。つまり、このような減価償却計算の遅れ分だけ帳簿価額を引き下げる修正を行えば、修正後の帳簿価額においては回収可能性が認められる場合も考えられる。よって、修正前の期末の帳簿価額を用いて減損損失を認識するか否かを判断するのは妥当とはいえない。



上記の点を考慮すると、投資期間中の特定時点において、償却性資産の帳簿価額が割引前将来キャッシュ・フローを超過してしまうケースは以下の2つに大別できる。

- ① 当初期待していたキャッシュの回収が見込めず、結果的に帳簿価額が過大となっている場合
- ② 当初の予定通りにキャッシュを回収しているものの、キャッシュを回収する速さに比べて固定資産の減価償却が遅れており、結果的に帳簿価額が過大となっている場合

後者は投資プロジェクトに係る収益性の低下ではなく、減価償却計算の遅れによって生じた帳簿価額の超過であるといえる。よって、理論的に減損処理により帳簿価額を引き下げなければならないのは前者だけである。

補 足

減損会計基準における紛らわしい記述について

【短答:B 論文:B】

「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」において、以下のような記述があるが、この記述はあくまで理想的な減損処理であり、現行制度上の取扱いではない点に留意してほしい。

減損処理は、本来、投資期間全体を通じて投資額の回収可能性を評価し、投資額の回収が見込めなくなった時点で、将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を減額する会計処理と考えられるから、期末の帳簿価額を将来の回収可能性に照らして見直すだけでは、収益性の低下による減損損失を正しく認識することはできない。帳簿価額の回収が見込めない場合であっても、過年度の回収額を考慮すれば投資期間全体を通じて投資額の回収が見込める場合もあり、また、過年度の減価償却などを修正したときには、修正後の帳簿価額の回収が見込める場合もあり得るからである。

理論的には、

- ・ 回収可能性の検討に当たり、「過年度の回収額」も考慮すべき
- ・ C/Fの獲得に対し、減価償却計算が遅れている場合、その遅れ分だけ帳簿価額を修正した上で、減損会計を適用すべき

現行制度上は、

- ・ 回収可能性の検討に当たり、「過年度の回収額」は考慮しない（割引前将来C/Fと帳簿価額を比較）
- ・ 遅れ分の修正は検討せずに、修正前の帳簿価額に基づき、減損会計を適用する